

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 30 日現在

機関番号：32668

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2015

課題番号：25590142

研究課題名(和文)「家族介護」における事件化の糸口-発達障害に係る家庭内事件を素材にして-

研究課題名(英文) Family care and family conflict: Consideration of the case related to the developmental disorders

研究代表者

梶原 洋生 (KAJIWARA, Hiroki)

日本社会事業大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：00382797

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：我が国では高齢社会の到来を受けて「介護」が社会的課題と認識されている。様々な福祉サービスがあり、介護保険法の創設や介護人材の確保が謳われて、歳月を重ねてきた。この主張は「家族介護」の限界を皆で認識し合っているようでもあり、その限界の当然視は議論的になりにくかったように思われた。そこで、本研究は、限界に達した家族の姿等を改めて掘り起こしてみようとするものであった。特に発達障害を有する人々は介護サービスの仕組みに乗りにくいことから、そういった事象を中心に調べることができた。

研究成果の概要(英文)：Family conflict is unending. Family is hurt each other to carry out a long-term nursing care. In recognition of the fact that the issue of the person with the developmental disorders has been serious in Japan. This survey was examined several cases. Documentation of trial helped in this activity. Some of the lonely people, sadness was overflowing.

研究分野：社会福祉

キーワード：家族介護

1. 研究開始当初の背景

当初、家庭内で起こった殺人事件に触れた。被告は発達障害を有する者だと報道され、この一家に「家族介護」の将来的な展望が見えないことは大きな問題でもあると報じられた。このような事件と共通点もある裁判の例について積み上げが想像されるところであった。

そもそも、介護福祉学の学界では、家族によった介護は自然と限界に達するかのように当然の前提にしてきたきらいがなかろうか。障害を有する者の家庭内の限界状況について実態を明らかにする研究はあまりなく、特に、発達障害関係の「家族介護」について限界の研究は極めて不足していると考えられた。

さらに、家族の葛藤や困惑が披瀝される困難事例の研究では、事例発表者の得た体験を個人情報として保護する結果、実相が分かりにくい加工素材が幅を利かせているようでもあった。

上記より、「家族介護」における事件化を取り上げて整理し、発達障害に係る家庭内の不和や摩擦を素材化して検証することの背景があった。

2. 研究の目的

近年、「家族介護」が限界に達することは当然視されたまま、その実態を明らかにする研究があまり行われない。

なかでも、発達障害に係る介護の限界については、制度の狭間に置かれがちであり、研究の遅れを感じざるを得ない。

しかし、介護保険の制度趣旨から考えても、家族が限界に達するさまを現実的に見定める研究は必要不可欠である。

そこで、事例発表者の体験を加工したものよりもこの限界が顕著に見て取れる素材として、刑事裁判・審判の例を取り上げ、分析を行った。この過程で、家族の限界から事件化に結び付いた事案を抽出し、糸口を顕す兆種を同定することにつなげられた。

また、得られた分析の結果を用いて、家族間に存する利害得失について、利益衡量の準則を考察する。

事件化について可能な一般化を検討しながら、介護福祉学における「家族介護」研究の一層の基盤形成を図る。

発達障害に係る「家族介護」の事件群を対象に精査し、一連の事件化に発展した糸口を明らかにする。これにより、発達障害に係る「家族介護」の事件群に潜む、通底した困難を浮かび上げらせられれば、さらなる研究の基盤形成が期待できる。

本研究では、例えば、具体的に以下のような目的を定めた。

- ・発達障害に係る刑事裁判例・審判例群の動向を把握する。
- ・「家族介護」の困難から事件化に結び付いた事案を抽出する。

- ・事案の抽出により、事件化の糸口を顕す兆種を明らかにする。
- ・家族介護の利害得失について、検討する。
- ・上記により、事件化の糸口について可能な一般化を検討して試論する。

参考文献

- 安藤久美子(2012)『発達障害と司法』『治療』94(8),1424-1429 .
一瀬貴子(2001)「高齢者の心中事件に潜む介護問題 - 心中事件に関する新聞記事の分析から」『家族研究論叢』7, 25-39.
知的障害者の訴訟手続き上の権利保護に関する研究会(2001)『裁判における知的障害者の供述(研究報告)』同研究会刊 .

3. 研究の方法

本研究は、発達障害に係る刑事事件等の内容に鑑みて、さらに介護福祉論を展開しようとする。申請者は法学徒であり、この挑戦が可能であると思料する。目下、家族介護に関する困難事例の研究は、事例発表者の体験を加工して素材化することが幅を利かせる状況と言えなくもない。訴訟の例に当たり現実の刑事事件等を取り扱う本研究の方法は、意義深い。

4. 研究成果

訴訟資料は共通語法も多く、その法制上の論点や課題を正確に理解して問題を明らかにする必要があった。また、訴訟資料等を調査対象に加えるほか、関係者に対する質的調査手法も採択的に活かしながら、研究の補完を図った。

これによって家族の関心・人生のテーマを明らかにするとともに、当事者の双方向的な関係作りやそのプロセスの有効性を把握することができた。

本研究では加害者が被害者かといった規範的な人間関係論が法益保護に傾斜して現出する各人への批判主義を離れることの重要性を知ることができた。実体的に当事者の関係論を捉えようとするのが特に肝要になる。

これらの情報収集と考察によって、発達障害者に生じ得る生活リスクを周辺関係者の当事者性のなかで捉えなおすと同時に、こういった事案のなかで現実的な課題について明らかにすべきと考えた。

様々なケースを今後の社会政策におけるトライ・アンド・エラーのインプリケーションを例示的に示すことにもつなげられる。

本研究は萌芽的なものであるから、我が国において介護の苦勞に限界感を有すると目されてきた「家族介護」の実態を、根拠立てたことに意義があろう。

今後、翻って専門職による介護の機縁を知る端緒ともなれば、この萌芽的な研究が果たす役割は重要になる。「家族介護」の群像から改めて社会生活の価値、福祉社会の理念を

再認識できるにちがいない。

なお、本研究の成果は、同様な事件を未然に防ぎ、起こってしまった事件を修復的に解決していくための研究にも応用できる。近年、受刑者の福祉的な支援が様々に検討されていることは周知のとおりである。

こういった現状に対する解決策として地域定着支援センターの設置や福祉サービスの充実等、さまざまな制度化が検討されるようになってきているが、本研究で得られた知見の発展によっては、応用の余地があり、これらの司法福祉関連の制度についても、有益な先駆的エビデンスを導けるのではないかと考えている。

一方で、今後の裁判員裁判のあり方を巡る問題の提起ともなり得よう。

参考文献

- 小畑清剛(1991)「第五章裁判を手段とする発語媒介的目的の達成」『言語行為としての判決 - 法的自己組織性理論 - 』昭和堂。
- 池田直樹(2004)「第3章第2節日弁連の活動4. 介護殺人報道の分析」高年齢虐待防止協会編『高年齢虐待に挑む - 発見、介入、予防の視点』74-80, 143-149。
- 清水照美(1970)「老病心中の発生要件 - ある囑託殺人事例を中心として」『大阪大学医療短期大学部研究紀要』3, 31-48。

本研究の成果については、当初の計画通り、段階的に以下のように順次形成された。

(1) 平成 25 年度までにまとめた研究成果を精査したうえで、発達障害に係る刑事裁判例・審判例群の動向を把握し、家族介護の困難から事件化の素地に結び付いた事案を抽出する研究を実施した。

例えば、法務省が有する類いの政府公刊資料等を用いて数的な統計情報を取得し、2 次的に取り扱うことができた。

あるいは、この間に起こった我が国全域の裁判・審判の例を調査した。また、法律情報データベースを用いて、データセットを作成し、事案の抽出を行った。そして、最高裁判所判例検索サービスを用いて、事案の検証を行った。

この中で、特に家族介護の困難を示唆する兆候・事象を整理した。

(2) 平成 26 年までに調べた事案の抽出により、家族介護の困難を顕示する兆種要素を明確化し、ステイクホルダー分析に付した。分析の結果得られた家族介護の利害得失についての研究を実施する。

具体的な方法は例えば、事案収集の構築的な補強を行った。あるいは判決の分析並びに書証の分析を行った。そして家族介護の困難を顕示する兆種要素を事案に基づいて検証した。この中で、障害者虐待防止法の構成と法理を権利利益の擁護に資する司法福祉論

のアプローチと論ずることができ、養護者による虐待的な事案の法制について、司法福祉論の整理を並行して行い得た。言い換えれば、被加害と支援との双方を念慮するこういった立論の趨勢に関して、制度利用者本人の権利利益に資する議論の立て直しを図ったことに相応しい。

(3) 可能な一般化を検討する研究を実施した。具体的な方法は以下のとおりである。

まず、裁判・審判の例について法理的に系統化を試みた。裁判・審判の例について資料の分析を再度試みた。

最終的な補正的分析作業として質的調査を行った。文献に照らしながら、一般化を検討した。

例えば第一に、発達障害を有する者の家庭生活の条件はその障害状況に影響され、家族構成員の他者性や当事者の多様性にあってもなお、家族の悲観がその特性と無関係では成立し得ないのではないかと考えられた。

また、第二に、その障害特性が社会的に理解不足である結果、その家族の孤立も根深いのではないかと考えられた。

第三に、幼少期からの発達への期待と挫折は長期間に及び、悲観の累積年数も相当数ではないかと考えられた。これらを「家族が部分社会となる構造」と捉え直すこと等が法理として考察できた。

参考文献

- 湯沢雅彦(1968)「序説家庭事件の社会的接近」『第二部3章老親扶養事件の社会的性格』『家庭事件の法社会学』岩波書店。
- 平井宜雄(1990)「判例研究方法論の再検討(2) - 法律学基礎論覚書・その三」『ジュリスト』960, 41-46。
- 吉田匡(2012)「検面調書の特信性の判断手法」『法律時報』1042, 126-129。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

梶原 洋生、「障害者虐待防止法」の構成と法理 - 権利利益の擁護に資する司法福祉論のアプローチ -、臨床福祉ジャーナル、査読有、第11巻、2014、pp.15-21

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

梶原 洋生 (KAJIWARA, Hi roki)
日本社会事業大学・社会福祉学部・准教授
研究者番号：00382797

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：